

## 重大事故災害等発生時の報告について

### 1 報告対象

公立学校の児童生徒等を対象とし、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が起こった場合。

発生直後には治療に要する期間等が不明な場合も含め、重篤ではない場合でも、危険な事故等と判断される場合。

※原則として、登下校を含めた学校の管理下で発生した事故等を対象とするが、学校管理下以外における事故等についても、必要に応じて報告書等により報告することとする。

### 2 報告について

#### (1) 第一報

上記1に該当する事故等が発生した場合は、電話等により、速やかに第一報を入れること。

○市町村（学校組合）立学校は、学校の設置者である市町村（学校組合）教育委員会に、速やかに連絡を行う。報告を受けた市町村（学校組合）教育委員会は、高知県教育委員会事務局 学校安全対策課に事故発生について速やかに連絡すること。

※最寄りの教育事務所には、学校安全対策課から連絡を入れる（※高知市を除く）。

市町村立学校 → 市町村（学校組合）教育委員会 → 高知県教育委員会 学校安全対策課  
→ 教育事務所 ・ 高知県教育委員会事務局 関係各課

○県立学校は、学校安全対策課に、事故発生について速やかに連絡すること。

県立学校 → 高知県教育委員会 学校安全対策課 → 高知県教育委員会事務局 関係各課

※学校において、死亡事故及び上記1の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目処に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施するとともに、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。基本調査の内容については、「学校事故対応に関する指針（平成28年3月：文部科学省）p13～」を参照のこと。

#### (2) 報告書の提出

事故発生後10日以内に、「重大事故災害等報告書」を提出すること。

○市町村（学校組合）立学校については、様式1 報告書を市町村（学校組合）教育委員会でとりまとめ、高知県教育委員会事務局 学校安全対策課に提出すること。

※最寄りの教育事務所には、学校安全対策課から報告書の写しを提供する（※高知市を除く）（上記（1）のルート参照）。

○県立学校については、様式2 報告書を学校安全対策課に提出すること。

※高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課、保健体育課等の関係各課には、学校安全対策課から報告書の写しを提供する（上記（1）のルート参照）。

### 3 記入上の留意事項

(1) 公印は、省略とする。

(2) 「件名」欄の「学校管理下」とは、登下校中を含むものとする。

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第二章第五条2」参照

(3) 「発生場所」欄は、校内で発生した場合は、学校名のほか、○年○組教室、体育館等具体的な場所を記載すること。

(4) 「区分」欄は、該当するものを○で囲み、「その他」の場合は（ ）内に事故等の内容を記入すること。

(5) 「傷病程度」欄は、骨折等の傷病名を記入し、重傷の場合には（ ）内に全治日数を記入すること。

(6) 「I 事故災害等発生時の状況」には、次の事項に留意のうえ、事故等の内容を客観的に記載すること。

- ・時系列に、具体的に記載する。
- ・情緒的な記述はしない。
- ・思想、信条等に関する表現はしない。
- ・人物についての評価は避ける。

※事故等については、当事者（被害者、加害者）及び関係者（目撃者等）から事故発生直後にできる限り事情を聴取し、詳細な事故発生の経緯及び事実を確認すること。この場合において、人権侵害にあたることのないよう留意し、教育的配慮の下に当事者等に接すること。

(7) 「II 事故災害等発生時の概要図」には、事故等の発生場所の状況が重要な意味をもつ事項については、事故現場等の地図や見取り図を掲載すること。見取り図等には、事故当事者の位置関係、その周辺にいた者の位置関係などを入れて、事故等の状況が分かるように記載すること。